

第8回 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会 議事録

- ・日 時 令和4年2月4日(金曜日)午後6時30分～8時50分
- ・場 所 武蔵野市役所 413会議室
- ・出席者 朝岡委員長、見城委員、千種委員、町田委員、森副委員長、渡邊委員、市川委員、北川委員、小島委員(名簿順、敬称略)(市川委員、北川委員はオンライン参加)
- ・欠席者 なし
- ・傍聴者 2名

1 開会

【委員長】ただ今より、第8回第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会を開催します。

【事務局】配布資料の確認

- ・資料1-1 パブリックコメント結果確認資料
- ・資料1-2 パブリックコメント(市民説明会)結果確認資料
- ・資料2 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画(案)
- ・資料3 議論の保留事項の整理
- ・資料4 第二期市民活動促進基本計画策定委員会 今後の進め方について

2 議事

(1) パブリックコメント結果について

【事務局】(資料1-1・1-2に基づいて説明)

【委員長】計画に反映できるものとそれが難しいものとに色分けされているわけですが、なぜ反映が難しいかについて順番に確認する必要があると思います。では資料1-2から見ていきます。No.1について反映が難しい理由をご説明ください。

【事務局】財政的な支援は続けていくということで、ご意見として承ります。

【委員長】財政支援の重要性は認識しているがそれ以上踏み込んだ回答は難しいということです。No.2についてはいかがですか。

【事務局】防災についての考えに町内会的なものを入れてほしいというご意見ですが、武蔵野市の場合コミュニティ協議会がベースになっているため、難しいと思います。ただ、防災においても地域のつながりが大事だというのはそのとおりですので、そういった趣旨のコメントを付けて回答します。

【委員長】防災の中に町内会という文言を盛り込むことについて、武蔵野市の場合は議論の必要があります。ご意見は尊重するものの町内会という文言は入れられないとのことです。No.4についてはいかがですか。

【事務局】武蔵野市民芸術文化協会の計画での位置づけが見えてこないというご意見ですが、中間まとめ3ページに記載の社会教育関係団体の中に含まれるもので計画の対象と捉えています。

【委員長】芸術文化協会という文言はないが社会教育関係団体の中に入っているとのことです。No.5についてはいかがですか。

【事務局】No.5は2点あります。1点目は計画の中で子どもの姿が全然見えないのは問題ということですが、これは他にも似たご意見をいただいているので、文言を追記します。2点目は学びの支援の中にアンコンシャスバイアスの件も含めてはどうかというご意見ですが、個別具体的なテーマですので、基本計画に入れ込むのにはためらいがあります。学びの支援の様々なテーマの一つとしてアンコンシャスバイアスは大切ですが、それは事業として具体化する中で取り上げていくべきと考えています。

【A委員】資料1-1においても同様の意見がありました。ある程度具体的な内容も計画に盛り

込んでほしいという意見もかなり出ていたので、皆さんで考えていければと思います。

【委員長】資料1-1についても議論していきたいと思います。では引き続き資料1-2のNo.8についての説明をお願いします。

【事務局】青少協のチラシをプレイスに置いてもらえないという非常に具体的な内容です。登録しなければ置いてもらえないため、条件をもう少し緩和してほしいというご意見と考えています。

【委員長】こういう踏み込んだご意見については委員会として武蔵野プレイスに伝え、そこで具体的に議論していただければと思います。No.9についてはいかがですか。

【事務局】実態調査の結果を踏まえた内容で「市民活動を知らない人・関わったことがない人がクローズアップされているが、関わったからこそ嫌になった人もいる、団体の閉鎖性等も課題なので基本施策2の2-4『学びの機会の提供』辺りに研修等を入れられないか」というご提案です。こちらは具体的には書かずとも、何かしら盛り込んでいきたいと思っています。

【委員長】基本施策2の2-4に何らかの形で反映できるよう工夫してみるということですか。No.10についてはいかがですか。

【事務局】「市民活動と学校、地域の連携なしには考えられない。もっと行政側の横のつながりが必要」という内容ですので、ご意見として承ります。

【委員長】計画に盛り込むのではなく実行する段階で引き取りたいということですか。No.11についてはいかがですか。

【事務局】No.11は補助金の話かと思います。現行計画にも補助金制度の記載はしていますので、ご意見として承ります。

【委員長】これも計画の実行段階で改めて検討する方がよいだろうということですか。No.12についてはいかがですか。

【事務局】かなり具体的なご意見で、ご自身で取り組みたいこととしてリカレント教育及び健康寿命延伸のための仕組みづくりがあるが端緒が見つからないという内容です。こちらもご意見として承ります。

【委員長】No.13についてはいかがですか。

【事務局】若い人たちを積極的に掘り起こすべく基本計画を策定してほしいというご意見です。こちらは基本施策1の1-1「市民活動に触れる機会の充実」辺りに何かしら追加できればと考えています。

【委員長】計画に反映できる可能性があれば引き続き検討したいということだと思います。No.14についてはいかがですか。

【事務局】先ほどと似た内容で、若年層と定年前の50代の方々を掘り起こす取り組みが必要というご意見です。こちらも基本施策1「市民活動のきっかけづくり」の中で想定している取り組みです。

【委員長】No.13と同様ということですか。No.15についてはいかがですか。

【事務局】No.15~17は同じようなご意見ですので、まとめて説明します。

No.15・16は利用者、関係者ともに高齢化しているため本町コミセンにエレベーターを設置してほしいというご意見です。本町コミセンは移転の検討もされていますので、その中で考えたいと思います。No.17は市民活動団体実態調査結果の年齢層分布で示されているように高齢者が増えているためエレベーターがあった方がよいというご意見です。こちらは具体的な課題を指摘するご意見として今後の施策に反映したいと考えています。

【委員長】No.15・16は本町コミセン移転の段階で改めて、No.17は施設を改修する際にご意見を出していただく方がよいということですか。それぞれのタイミングで議論できるようにしたいということだと思います。No.18についてはいかがですか。

【事務局】No.5と似通ったご意見で、記載を工夫していきたいと思っています。

アンコンシャスバイアスについては個別具体的なテーマですので、事業として実行する中で検討すべきと考えています。

【委員長】No.19についてはいかがですか。

【事務局】ICT活用の環境整備を進めるという記述はインパクトが弱いので具体的な提言があった方がよいとのことご意見です。こちらはWi-Fi未整備の施設についても早急に整備すべきというご意見かと思いますが、基本施策3の3-1「武蔵野プレイスやコミュニティセンター及び市民会館等の活動拠点施設の機能充実」の記載で足りると認識しています。

【委員長】具体的に進めていく中で改めて議論した方がよいだろうということだと思います。答申の中に市民活動空間にWi-Fi環境を整備すると明言しておりますので、そこに含まれると考えていただければと思います。No. 20についてはいかがですか。

【事務局】ICT環境が遅れているので早急に対応すべきというご意見です。No. 19の説明と同じように進めたいと考えています。

【委員長】No. 21についてはいかがですか。

【事務局】こちらは都の補助金の件で、関連部署間で協議が必要と思いますが、本計画の中に盛り込むものではないと認識しています。

【委員長】No. 22についてはいかがですか。

【事務局】「16コミセンにはそれぞれポテンシャルがあるのでそれを調査し提言して動かしていくことが必要ではないか」という内容です。

コミュニティ協議会の活動については、あくまで自主性を尊重した支援が必要と認識していますので、ご意見として承ります。

【委員長】議論の余地がある論点だと思います。No. 23についてはいかがですか。

【事務局】計画を進めるには他の部署も関わるべきということで、計画の実行体制の話と受け止めました。こちらは第5章「計画の実行に向けて」の中に項目を立てていまして、その記載で足りると考えています。

【委員長】No. 24についてはいかがですか。

【事務局】「16コミセン内でも温度差はある。セーフティネットを行政で担保してほしい。」というご意見で、No. 22と同じ考えです。

【委員長】最後にNo. 25についてはいかがですか。

【事務局】「今後のコミュニティ活動について参考になる意見を多く聞けて有り難い内容だった」というご意見です。

【委員長】淡々と進めてきましたが事務局案を黙認しているのではなく、反映するにせよしないにせよ委員会として責任ある対応ということで確認しています。お気付きの点がありましたら委員の皆さんもご発言ください。

では、次に資料1-1を確認したいと思います。No. 5についてお願いします。

【事務局】「市民組織からの提案に対応できるよう、行政職員にはかなり高度な専門性が求められる。一方、現在の定期異動型の行政組織において専門性の高い人材が育たない」というご意見です。市職員は基本的にはゼネラリスト養成型です。専門性をどう高めるかが課題ですが、個別分野でNPOに対応できる専門性を持たせるべきかどうかについては必ずしもそうだとは言いきれません。人材育成については人事部門の計画において参考にします。

【委員長】市の人事計画の話になるので、そこで改めてご議論いただく方がよいかもしれません。No. 6についてお願いします。

【事務局】「市民自治」という言葉を使用することに反対とのことご意見です。なぜ「住民自治」ではないのかと述べておられて、趣旨としては対象を武蔵野市在住の方に限定すべきということかと思いますが、市としては武蔵野市に住民票がある方に限らず市内で勤務や活動をしている方も含め市民と捉えていますので、本計画もその考え方を踏まえています。

【委員長】おっしゃっていることは分かるのですが、この場合の住民自治とは文字どおり住んでいる人だけと解釈してよいかどうかという疑問が残ります。結構難しい問題ですので、こういうご意見があったことを受け止め、引き続き議論させていただきたいと思います。No. 7についてお願いします。

【事務局】自治基本条例における「市民」の定義についてのご意見です。こちらはNo. 6と同じような説明になると思います。

【委員長】これも議論の必要があるということで引き取らせていただければと思います。No. 9についてお願いします。

【事務局】行政が関与した場合は市民活動の自主性や自発性が失われてしまうのではというご意見です。こちらは参考にしたいと思います。

【委員長】No. 10についてお願いします。

【事務局】こちらにも自主性・自発性についてのご意見で、計画の実行段階での話と認識していますので貴重なご意見として承りたいと思います。

【委員長】No. 11についてお願いします。

【事務局】「自発性・自主性を抑え込まれる子どもの育ちにも目を向けた方がよい。家庭・学校で何かと指示され、自分で考え決めることが制限されすぎである」というご意見です。こちらは課題のご提示と受け止め、計画の実行段階での話として承ります。

【委員長】No. 12についてお願いします。

【事務局】「子どもの自発性・自主性を伸ばす場として、地域や児童館も活用してほしい。エコレポートも使えるかもしれない。プレイスB2の取組みは広がってほしい」ということで、ご意見として承ります。

【A委員】No. 9・10は自主三原則で行政が介入すると自治が保たれないと考えられたうえでの自発性・自主性で、No. 11・12の子どもの自発性・自主性の問題とは分けて考えた方がよいと思います。その辺り誤解を招かないようにお願いしたいです。

【委員長】そういう意味として引き取ってください。No. 15についてお願いします。

【事務局】介護や子育てなどの場合も「公益性」が大事という内容です。公益性の担保という課題を出されていると思いますので、計画の実行段階で留意すべきご意見として承ります。

【委員長】No. 16についてお願いします。

【事務局】「私益・共益が公益との結びつきになるということを誰が判断するか。市長または市長に与する方が判断する場合には反対である」とのご意見です。こちらは特定の者が判断するという前提ではなく、支援対象の活動を広く捉えたいがためにこのような記載をしています。

【委員長】市長または市長に与する方が判断するわけではないということです。No. 17についてお願いします。

【事務局】活動の要件等の明確化ということで、計画の実施段階で明確化していくことが大切ですので、こちらのご意見を踏まえて計画を実施していきたいと思っています。

【委員長】No. 18についてお願いします。

【事務局】公平性・公正性の判断基準があるべきというご意見です。補助金のことが念頭にあると思いますが、特定の者が判断するという前提ではなく支援対象の活動を広く捉えていきたいという趣旨で書いています。

【委員長】受け止め方は工夫が要りますが、趣旨は分かります。公平性・公正性については特定の誰かが判断するものではなく、現場で市民がその都度議論していくべきという考え方だと思います。No. 19についてお願いします。

【事務局】私益の要素が多いものを市民活動として認めることには疑問を感じているというご意見で、これも補助金を想定されていると思います。

【委員長】No. 21についてお願いします。

【事務局】No. 22も同じような内容ですので、まとめて説明します。「公益性」の判断基準を明記すべきということで、こちらにも補助金を想定したご意見です。

【委員長】この計画では公益性の判断基準を記載することはできないという考え方でよろしいですね。その都度現場で市民が議論していくものだと思います。No. 23についてお願いします。

【事務局】市内在学・在勤の人だけで構成されている団体についての公益性の判断基準を市内在

住の住民と区別すべきとのご意見ですが、市民の定義には在学・在勤の方も含めて考えています。

【委員長】No. 24についてお願いします。

【事務局】「公益性」の判断が偏ったものにならないか危惧しているというご意見です。

【委員長】No. 25についてお願いします。

【事務局】こちらは計画案6ページの「(2) 市民活動のステージに応じた施策の展開」の図表に対するもので、こんなにうまくいくのは稀ではないかというご意見です。

このようなストーリーで流れていくというのではなく、活動の段階を踏まえて施策を考えていくための参考図と捉えています。

【委員長】目安であるということです。No. 28についてお願いします。

【事務局】資料1-2のNo. 5と似たような内容でアンコンシャスバイアスの件です。個別具体的なテーマについてのご提案ということで、今後の実行段階で参考にすべきものと認識しています。

【委員長】No. 31についてお願いします。

【事務局】「市職員の『施している側』及び市民活動団体の『施されている側』という意識の変革。双方向的な関係性への発展という視点が必要」とのご意見です。

こちらは第2章の「3 協働についての考え方」に記載の文章によって対応したいと考えております。

【委員長】反映されているということです。No. 32についてお願いします。

【事務局】第2章「3 協働についての考え方」の「(2) 協働に関する基本姿勢」のところに公平性の確保についての記載がないというご意見です。この文章中に記載の「客観性・透明性の確保」が公平性につながるということで、現在の記述で足りると認識しています。

【委員長】No. 33についてお願いします。

【事務局】コーディネートを行政のみに求めているように読めるので市民活動の中にもコーディネートを育成する旨の書き込みをとのご意見です。現在の文章は「市全体としてのコーディネート力の向上に取り組んでいきます」ですが、この「市全体」は市民活動団体も含んだ表現として使用しているため、既に記述しているという認識です。

【委員長】No. 34についてお願いします。

【事務局】「行政と民間が補完し合うことは理想的だが市が特定の活動を支援または協働となると、その団体は市の活動という意味合いを持つてしまうのでは。市はどのように公平性・公正性を担保するのか」というご意見です。こちらは計画の実行段階で担保したいと考えています。

【委員長】No. 35についてお願いします。

【事務局】「市が考えた押しつけの市民活動の姿なので内容に反対。市民活動団体のみが対象のアンケート調査で、活動に未参加の市民の意見が全く反映されていない」ということで、ご意見として承り、今後にかかしていきたいと考えています。

【委員長】No. 36についてお願いします。

【事務局】こちらのご意見はNo. 6と似ているため、No. 6での回答と同様になります。

【委員長】No. 37についてお願いします。

【事務局】こちらも住民に限るべきというこれまで出てきたご意見と似たものです。他の計画もそうですが、本市においては在住住民に限ることはしていません。

【委員長】それで結構です。No. 39についてお願いします。

【事務局】計画案9ページの「4 計画の目標(目指すべき姿)」のところに様々なセクターが協働して社会問題の解決にあたっていこうということを書いているのですが、ここの書きぶりが重いというご意見をいただきました。こちらは参考意見として承ります。

【委員長】No. 40についてお願いします。

【事務局】スローガンの「多様な背景を持つ市民同士」の中に子どもや青少年も含まれているかというご質問で、そのとおり含まれているという回答になると思います。

【委員長】No. 41についてお願いします。

【事務局】スローガンは素晴らしいが志を同じくする人たちがどのようにつながっていくかが課題ということで、ご意見として承ります。

【委員長】No. 43についてお願いします。

【事務局】「実行したことを振り返って評価し問題点があれば改善していく作業こそ各取組みの合理化を進めるポイント。調査結果の回収数が少ないのは寂しい。担い手に60～70代が多いのは頷ける結果でリタイア組が中心となり若い人を育てるという考え方でよい」との内容です。ご意見として承ります。

【委員長】No. 44についてお願いします。

【事務局】市報の在り方について改善すべき点が多いというご意見です。こちらは担当課と共有し、考えていきます。

【委員長】No. 45についてお願いします。

【事務局】「コミセンが情報発信の拠点として機能するとよい」という委員会の評価の意味についての質問です。こちらはすでに取り組んでいる広報活動や基本施策2の2-5「相談・コーディネート機能の充実」などを含めた意味と捉えています。

【委員長】No. 46についてお願いします。

【事務局】委員会の評価の「学びの機会の提供や専門的な相談への対応など、市民活動団体と連携した取組みについても検討が必要」を積極的に進めてほしいとの意見です。こちらにも、計画の実行段階でいかに市民活動団体と連携できるかという点に留意して進めるべきだと考えています。

【委員長】No. 47についてお願いします。

【事務局】市の評価について「各種事業の参加者数は安定的に推移しているという評価でよいのか。参加者数が増加していないことを問題として捉えるべき」「情報発信に関しても利用のしにくさを改善する必要がある」とのご意見です。こちらにも計画の実行段階で検討していきたいと考えています。

【委員長】No. 48についてお願いします。

【事務局】「政策に市民活動団体が関与し中立性を保てるのか。市がその活動を利用し行政運営をしていくことに疑問を抱く。市の政策過程での市民ワークショップや意見交換会の開催は歓迎する」という内容です。こちらは市政全体に対するご意見として承り、今後の参考にしたいと思います。

【委員長】No. 49についてお願いします。

【事務局】市の評価について「『今後は自治基本条例に則して職員の協働の意識をより定着させていくため、具体策の検討を進める必要がある』とあるが職員の意識をさらに上げていくべき」というご意見です。職員の意識向上についても計画の実行段階で考えることと思います。

【委員長】No. 50についてお願いします。

【事務局】住民投票条例の検討過程についてのご指摘で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 51についてお願いします。

【事務局】市民活動団体実態調査について「対象を市民活動団体のみとした理由を知りたい。現在市民活動に参加していない住民の実態調査もすべき」というご意見ですが、活動していない個人の方々の実態を調査することはなかなか難しいと考えています。

【委員長】No. 52についてお願いします。

【事務局】「今後20～50代が市民参加するためのアプローチの視点を盛り込んでほしい」というご意見です。こちらは基本施策1「市民活動のきっかけづくり」の中で具体的に記載しています。

【委員長】No. 53についてお願いします。

【事務局】行政からの受託事業の実施とはどういうことかとのご質問です。こちらは回答の中でイベント開催や公園管理等の具体的な事例をあげて説明したいと考えています。

【委員長】No. 54についてお願いします。

【事務局】市民活動団体の調査結果で市との協働を深めたいという回答が7割を超えているのは

本当かという内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 55についてお願いします。

【事務局】「調査結果から市民は市民活動促進に対して強い要望がないことが分かると思う。市民活動促進に税金を投入するのではなく、市内のインフラ整備や防災対策、コロナ対策を強化してほしい」という内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 56についてお願いします。

【事務局】「行政との協働関係があるかどうかにかかわらず広く計画の対象とします」とあるが第4章をどう読んでも協働に重きを置いた施策なのが気になるというご意見でございます。必ずしも協働を押し付けているような施策ばかりではありませんので、その旨の回答になります。

【委員長】No. 57についてお願いします。

【事務局】施策の狙いをはっきりさせるためにターゲットをマッピングしてはどうかという内容です。ごもっともなご意見ですが、施策や各事業の実施段階において留意していきたいと考えています。

【委員長】No. 58についてお願いします。

【事務局】6ページにステージが示されているが施策にステージの考え方が活かされていないくてよいのかというご意見です。こちらも施策や各事業の実施段階においてステージを意識していきたいと考えています。

【委員長】No. 60についてお願いします。

【事務局】市のホームページに市民活動の情報を一括して検索できるアイコンがないというご意見です。こちらも計画の実行段階で進めていきたいと考えています。

【委員長】No. 61についてお願いします。

【事務局】コミュニティセンターを運営する委員も高齢化し、次世代の担い手を確保できていないというご意見です。こちらは基本施策3「市民活動の基盤の充実」のところで留意しながら進めていきたいと考えています。

【委員長】No. 62についてお願いします。

【事務局】参加だけでなくスタートアップを促すような施策も必要というご意見です。基本施策2の2-4「学びの機会の提供」の中にこちらのご意見が含まれていると考えています。

【委員長】No. 63についてお願いします。

【事務局】若い世代への訴求が必要ではないかというご意見です。基本施策1「市民活動のきっかけづくり」及び基本施策2の2-4「学びの機会の提供」における記述で対応したいと考えています。

【委員長】No. 64についてお願いします。

【事務局】「すべての市民に対して関心を促し、新たな参加者層を広げていく」とあるが若年層にターゲットィングした方がよいという内容です。こちらも計画の実行段階において留意すべきご意見として承りたいと考えています。

【委員長】No. 65についてお願いします。

【事務局】3つのご意見をいただきました。

1つ目は「講座・イベント等が市役所で開催される場合、吉祥寺からのアクセスが悪い。日常的な市役所への利用もできるムーブスを増便してほしい」という内容です。2つ目は「市民活動と学校との連携はハードルが高く、それが課題」という内容です。この2点のご意見として承ります。

3つ目は「『外国籍市民や障がい者等の多様な背景を持つ市民にとって、各々の個性や関心が活かされた地域参加が進展するよう、関係機関と連携した取組みを進めます』の記述は不要。外国籍市民及び障がい者に関しては長期計画に詳細な記載があるため、再度明記する必要はない」という内容です。確かに長期計画に記載されていますが、多様な背景を持つ市民も参加できるようにしていきたいという趣旨を明確にするために本計画でもあえて記載したいと考えています。

【委員長】 No. 66についてお願いします。

【事務局】 「市民活動から離れた人もいる。その原因を分析し団体側の意識をアップデートする必要がある」というご意見です。基本施策2の2-4「学びの機会の提供」の①に「団体マネジメント」の記載がありますので、課題意識として持っているという回答になります。

【委員長】 No. 68についてお願いします。

【事務局】 団体の既会員が新しい担い手を自分たちの手駒のように考え尊重しないことがあるという内容です。ご意見として承ります。

【委員長】 No. 69についてお願いします。

【事務局】 「多様な背景を持つ市民として外国籍や障がい者を例に出しているが市民一人ひとりが多様性を持っており例に出した人々が特別なわけではない。誰もが活動できるインクルーシブな社会をつくっていきましょう」というご意見で、そのとおりだと思います。

【委員長】 No. 72についてお願いします。

【事務局】 「多様な背景を持つ市民の地域参加の書き込みがあるのはよいが、受け入れる市民活動団体において人権侵害や差別が起こらないよう、勉強会や研修も必要」という内容です。こちらは基本施策2の2-4「学びの機会の提供」の①「団体マネジメント」の記述で対応しており、ご意見に留意しながら計画を進めたいと考えています。

【委員長】 No. 73についてお願いします。

【事務局】 「公益性や市民活動の推進という視点を各施設が得るには市民活動推進課等からの恒常的な働きかけが必要。市民活動は様々な施設や施策に結びついている。公共施設や施策の方針は基本的に課ごとの縦割りと思われるが市民活動は横串での視点、横の連携を促す必要がある」との内容です。かなり具体的にご意見なので、計画の実行段階において参考にします。

【委員長】 No. 74についてお願いします。

【事務局】 紙媒体とwebを上手く使い分けるとよいという内容です。こちらも計画の実行段階で留意すべきご意見として承ります。

【委員長】 No. 75についてお願いします。

【事務局】 「市民への情報提供は市報のような募集型だけでなく提供者が自ら情報を探す方法も考えられ、紙面制限のないwebであればいくらでもできる」というご意見です。こちらも具体的な話ですので、計画の実行段階において留意すべきご意見として承ります。

【委員長】 No. 76についてお願いします。

【事務局】 情報の見せ方として関心を途切れさせないような工夫が必要という内容です。こちらも計画の実行段階で考えていくご意見として承ります。

【委員長】 No. 77についてお願いします。

【事務局】 市報についての具体的にご意見ですので、市報の担当課に伝えます。

【委員長】 No. 79についてお願いします。

【事務局】 「『市民・市民団体が自由に情報を発信でき、活発な情報交換が実現できるような仕組みの導入を検討・実施します』というのはとてもよい。市民活動の強い戦力となる」という内容で、ご意見として承ります。

【委員長】 No. 80についてお願いします。

【事務局】 「ソーシャルメディアの活用」について「効果的に活用し」とあるが効果的と効果的でない活用との違いが分からないというご意見です。場面に応じて使っていくという内容の回答になります。

【委員長】 No. 81についてお願いします。

【事務局】 市報のシステムの見直しが必要との内容です。市報については担当課とご意見を共有します。

【委員長】 No. 82についてお願いします。

【事務局】 団体の活動内容や活動風景等を紹介する媒体があればよいというご意見です。こちら

は施策を記載していますので計画の実行段階において留意します。

【委員長】No. 83についてお願いします。

【事務局】市報を読んでも子育て世代や高齢者向けの活動ばかりで働く世代向けのイベントが見つからないという内容です。こちら市報の担当課とご意見を共有します。

【委員長】No. 84についてお願いします。

【事務局】「得意分野を持っている人たちをどう集めるかが課題。市内にはリタイアした何かの専門家もいるのではないか」というご意見です。基本施策1の1-1「市民活動に触れる機会の充実」の③に「対象者の技能・特性に応じた市民活動への参加促進」とあるので、計画の実行段階で留意します。

【委員長】No. 85についてお願いします。

【事務局】No. 73と同じ内容です。こちらは基本施策2の2-1「広報・情報発信の支援」とも関連するご意見ですので再掲という形を取りました。

【委員長】No. 86についてお願いします。

【事務局】「ICTに関するボランティア募集が困難とあるが、募集していることが市民に届いていない可能性が高い。市報やホームページ、SNS等で定期的に募集をかけてほしい」という内容です。募集の具体的なご意見もいただいていますので、計画の実行段階で留意します。

【委員長】No. 87についてお願いします。

【事務局】「武蔵野市の市民活動の歴史を紹介する情報発信がほしい。過去にどういった経緯でどんな活動が生まれたのかを知ることができれば、これまでの流れを理解しやすい」という内容です。こちらは基本施策1の1-2-①「市民活動に関する情報発信体制の拡充」、基本施策2の2-1-③「多様な市民活動情報にアクセスしやすいシステム整備」及び基本施策2の2-4-①「活動のノウハウ等に関する学びの機会の提供」の実行段階で参考になるご意見として承ります。

【委員長】No. 88についてお願いします。

【事務局】例えばコミセンが市民運営であることを知らない市民もいるので、読者に予備知識がないことを前提とした内容・文章を考えるなどの工夫が必要というご意見です。こちらは計画の実行段階で参考にします。

【委員長】No. 89についてお願いします。

【事務局】「紙よりwebの方が早く共有・拡散しやすいため、もっとweb発信に力を入れてほしい。スタッフ増強が課題の団体が多いようだが、web発信がなければ今後はかなり厳しいのでは」というご意見です。こちらは、計画の実施段階で留意します。

【委員長】No. 90についてお願いします。

【事務局】市民活動団体の広報紙やイベントのチラシ等の印刷・配布を市が手助けすることも情報発信の強化に向けた支援となるというご意見です。こちらは、プレイス、市民会館、社会福祉協議会といった印刷機が設置されている公共施設を紹介しながらコーディネートしていくという回答になると思います。

【委員長】No. 91についてお願いします。

【事務局】ICTを使えるようになることだけではなくICTを活用したどんな市民活動ができるかをイメージできるような学びが必要とのご意見です。計画の実行段階において留意します。

【委員長】No. 92についてお願いします。

【事務局】「情報発信についてはフォロワーの多い方やインフルエンサーに協力してもらうのはどうか」「オンライン配信を推進していくのがよい。武蔵野市でボリュームライセンス契約して各団体にアカウントを払い出す形はとれないか」という2つのご意見です。参考意見として承ります。

【委員長】No. 93についてお願いします。

【事務局】多様な市民活動情報にアクセスしやすくなるようシステムを整備するのはとてもよい

というご意見です。

【委員長】No. 94についてお願いします。

【事務局】施設に関して市民と市民以外の利用に一定のルールを設ける必要があるという内容です。施設ごとに違ってくると思いますので、ご意見として承ります。

【委員長】No. 95についてお願いします。

【事務局】プレイスが東エリアの者は利用しづらいというご意見です。

【委員長】No. 96についてお願いします。

【事務局】小学校の体育館は夜間開放しているのかというご質問で、担当課に伝えます。

【委員長】No. 97についてお願いします。

【事務局】境南コミセンの和室を午後も乳幼児向けに開放してほしいという内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 98についてお願いします。

【事務局】公共施設や施策の方針は課ごとの縦割りになっているが市民活動は横串の視点で連携を促す必要があるというご意見です。基本施策4に連携ということを書いていますので、計画の実施段階で留意します。

【委員長】No. 99についてお願いします。

【事務局】「市民活動で利用できる施設や場所、利用方法等が市の情報提供によって調べやすくなるのは素晴らしい。特にコミセンは館ごとに利用の決まりが違い、分かりにくく調べにくいのでとても便利になると思われる」という内容です。具体的な課題をご指摘いただいたご意見として承ります。

【委員長】No. 101についてお願いします。

【事務局】公共施設のオンライン予約システムを導入してほしいという内容です。こちらも具体的な課題をご指摘いただいたご意見として承ります。

【委員長】No. 102についてお願いします。

【事務局】「生涯学習活動関係団体の中には楽器演奏・合唱・ダンス・演劇などの練習場所に困っている団体もある。防音の音楽室や練習室の拡充もお願いしたい」というご意見です。こちらも具体的な課題をご指摘いただいたご意見として承ります。

【委員長】No. 104についてお願いします。

【事務局】「補助金制度については公平性の確保と基準の公表が重要。基準が明確であれば申請しやすい」という内容です。こちらは計画の実行段階において留意すべきご意見と考えています。

【委員長】No. 105についてお願いします。

【事務局】「補助金は人件費として使えないが人材確保に必要な場合もある」「武蔵野市は無償の公共活動やサービスが充実している一方、市民活動を損なう側面もある」ということで現在の具体的な課題をご指摘いただきました。継続的に検討すべきご意見として承ります。

【委員長】No. 106についてお願いします。

【事務局】「コミュニティ協議会には活動費を多く渡す一方、市民活動団体への助成は少ない。市民活動全体を支えるような財政的支援を望む」という内容で、補助金の考え方に関するご意見として承ります。

【委員長】No. 108についてお願いします。

【事務局】コミュニティ協議会の場合コミュニティ構想について定期的に学ぶ機会が必要ということで、そのとおりだと思います。

【委員長】No. 109についてお願いします。

【事務局】市民活動団体が活動するうえで必要な法律や権利擁護について学ぶ機会の提供も必要というご意見で、こちらは基本施策2の2-4「学びの機会の提供」の中に含まれていると考えています。

【委員長】No. 110についてお願いします。

【事務局】No. 112も同じで、相談対応の課題についてのご指摘です。特にNPOの相談がほとんどできないということですが、基本施策2の2-5「相談・コーディネート機能の充実」の中に記載しています。

【委員長】No. 113についてお願いします。

【事務局】「プレイスが市民活動の拠点とは知らなかった。自宅が東部のため、せめて三鷹付近にあればもっと有効利用していたかもしれない」というご意見で、課題として認識しています。

【委員長】No. 114についてお願いします。

【事務局】「市内どこでもWi-Fiが使えるどこからでも参加できるシステムが構築できれば素晴らしい。デジタル格差をなくすことが必要」というご意見で、課題として認識しています。

【委員長】No. 115についてお願いします。

【事務局】活動拠点施設のICT化を図ってもシニア世代が多いコミセン窓口担当者が対応できるのかというご意見です。コミュニティ協議会を対象としたICT活用支援が必要と考えており、継続的に検討すべき課題だと認識しています。

【委員長】No. 117についてお願いします。

【事務局】「プレイスが外に出て行って地域活動に目を配り意見を吸い上げようとする要素を感じたことがない。コミセンのスタッフの方が様々な声を吸い上げていると思う」「コミセンの風通しのよい状況をどうつくれるのか」「コミセンのガバナンスが変わっていく必要がある」「IT化やデザイン等の面で貢献できる人材を巻き込めるのではないか」というご意見です。

こちらは基本施策3の3-1-④「施設相互の機能連携の強化」及び基本施策1の1-1-③「対象者の技能・特性に応じた市民活動への参加促進」で対応していると認識していますが、今後も課題として捉え、継続して考えていきたいと思っています。

【委員長】No. 118についてお願いします。

【事務局】ICT技術の利用推進としてプレイスや各コミセンにフリーWi-Fiの環境があればよいというご意見ですが、プレイスには既にWi-Fiを設置していて、コミセンについても本日整備工事が終わり、すべてのコミセンにWi-Fiを設置できましたので対応済みです。

【委員長】No. 119についてお願いします。

【事務局】デジタルデバイドのために活動がおっくうになってしまうのはもったいないと思うというご意見です。今回の計画では基盤の充実ということを考えていますので、基本施策3の記載で対応できると思います。

【委員長】No. 120についてお願いします。

【事務局】「ICT化がコミセンだけでなく市民会館でも進むとよい」「予約や空き状況などを見られるシステムを一つつくればすべてに展開できるのでは」というご意見です。こちらは課題として認識していますので、引き続き検討します。

【委員長】No. 121についてお願いします。

【事務局】「Wi-Fiの過剰なアクセス制限は市民活動の妨げになりかねない。セキュリティ強化の方法については注意が必要」という内容で、コミセンのWi-Fiのフィルタリングについても内容を厳格にはしていません。

【委員長】No. 122についてお願いします。

【事務局】「若者世代を支援するために他機関との協働という観点が必要。コミセンに一部でもユースセンター機能を導入できないか。プレイス地下2階で展開されている青少年活動支援機能が近い。それがコミセンの活性化にもつながると考える」とのご意見です。非常に具体的な内容で対応が必要と考えられる部分もありますが、本計画の中で唐突に書くのもなかなか難しく思われます。基本施策3の中にプレイスやコミセンの機能充実という施策がありますので、その実行段階で留意していきます。

【委員長】No. 123についてお願いします。

【事務局】「プレイスを市民活動の拠点としていくためには相談できるコーディネーターが必要。

その育成講座を市民に受けてもらうのも一つの方法」というご意見です。本計画の中にコーディネーターの施策がありますので、その実行段階で参考にします。

【委員長】No. 124についてお願いします。

【事務局】「協働」の圧がすごいのご意見ですが、協働は押し付けるものではなくあくまで自主性が基本となるという回答になると思います。

【委員長】No. 125についてお願いします。

【事務局】コミュニティ協議会が活躍できればよいが現状は館運営が大変で難しいのではないかとのご意見でございます。コミセンごとに特色がありますので、それに応じた連携や協働の在り方を考えます。

【委員長】No. 126についてお願いします。

【事務局】コミュニティ未来塾むさしのというコーディネーター養成講座のような事業が数年前にあり、その中でコーディネートをしたがっている方がいたが、そういう方はどのように参加できるのかとのご質問です。こちらは答え方に工夫が必要ですが、コーディネートを発揮できる場面は様々あるという回答になります。

【委員長】No. 127についてお願いします。

【事務局】「『連携と協働について市職員の研修を効果的に活用します』というのは重要だが、現状を改善することは困難」「『コーディネートを担える人材について地域の人的資源を活かしていきます』というのは有効だが人選が重要」との2つのご意見です。施策の実行段階で参考にします。

【委員長】No. 128についてお願いします。

【事務局】「市民活動の促進をミッションに置く団体（市、プレイス、社協、コミセン、NPOなど）がつながれるコーディネーターネットワークのような機能が必要」というご意見です。基本施策4でそのような記載をしており、実行段階で参考にします。

【委員長】No. 129についてお願いします。

【事務局】「常に時代の変化に対応し計画を都度軌道修正しながら進めていくことでさらに大きな流れとなって市民活動が浸透していくのは確実だろう」という内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 130についてお願いします。

【事務局】「参加者がいつもと同じ顔ぶれでは裾野の拡大とは言えない。これまで関わったことがなかった人が興味を持ってくれたかどうかについても評価基準として大事にしてほしい」とのご意見で、参考にしたいと思います。

【委員長】No. 131についてお願いします。

【事務局】「武蔵野市の市民活動は活動範囲が多岐にわたるため、市民との関係構築に精通した職員の存在が必要であることを市内で把握し、人材配置や育成に気を配ってほしい」という内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 132についてお願いします。

【事務局】「具体的な形が出来上がった段階で市民が望んでいない形になる、あるいは誤解が生じることのないよう、普段から丁寧に意見を聞き取るようにしてほしい」というご意見で、現在も行っており、丁寧に進めていきます。

【委員長】No. 133についてお願いします。

【事務局】「委員会メンバーは特定の議員や市長と近い方々で構成されているように思う。中立性がなければこの基本計画そのものに対して賛同できない」という内容で、ご意見として承ります。

【委員長】No. 134についてお願いします。

【事務局】「広報活動の手法について市報・ホームページ・公共施設でのチラシ配布以外に何かできないか」「点（ピンポイントで興味ある人に訴求できる仕組み）線（点と点がつながり友達同士で参加したくなる仕組み）面（不特定多数に対して訴求できる仕組み）といった見せ方の工

夫が必要」という内容です。基本施策1の1-2「多様な媒体による情報提供」にもつながる話かと思しますので、計画の実行段階において留意すべきご意見として承ります。

【委員長】No.135についてお願いします。

【事務局】「市が何をしているか分かりにくいのでもう少し市民に周知してほしい」というご意見です。課題として周知方法を検討していきます。

【委員長】No.136についてお願いします。

【事務局】「前回の計画策定の段階から自治基本条例制定の路線が敷かれたものと考えている。しかし状況が変わった今、条例制定に至るプロセスを振り返り、本計画の中間まとめを一旦白紙撤回すべき」というご意見です。こちらは、条例制定のプロセスが本計画の策定に影響を与えているとは考えていませんという回答になります。

【委員長】No137についてお願いします。

【事務局】「お父さんお帰りなさいパーティ」はジェンダーの問題を考慮して名称変更した方がよいという内容です。こちらのご意見は主催の市民社会福祉協議会に伝えます。

【委員長】No.138についてお願いします。

【事務局】子育て応援サイトのメルマガの情報発信の仕方が分かりづらいというものの他、数点の個別具体的なご意見ですので、担当部署と共有します。

【委員長】No.139についてお願いします。

【事務局】「市民活動に接したことがない市民にとっては計画の内容が分からず意見の出しようもないためもっと詳細な説明が必要」という内容です。ご意見として承ります。

【委員長】No.140についてお願いします。

【事務局】「中間まとめが曖昧すぎてどうコメントすればよいか分からない。別個に要約版を作るべき。広く意見を聴取するノウハウを蓄積しもっと工夫してほしい」という内容で、参考意見として承ります。

【委員長】No.141についてお願いします。

【事務局】本資料を携帯で見ると文字が小さすぎて読みづらいというご意見で、今後の参考にします。

【委員長】No.142についてお願いします。

【事務局】「パブコメを形骸化させてはならない。結果を受けてどのような検討をするかを公表すべき」というご意見で、パブコメについては対応・考え方を公表する予定ですので、その旨をお伝えします。

【委員長】No.143についてお願いします。

【事務局】「コロナ禍で十分な市民活動ができない中、今回のパブコメ募集自体が時期的に不適切だ。市のスケジュールありきで市民生活の実態に沿ったものではなく、市政と市民感覚のずれを感じる」というご意見で、参考にします。

【委員長】No.144についてお願いします。

【事務局】「市民説明会の告知が中間まとめの冊子の表紙と市報にしか掲載されていない。市のホームページの新着情報やイベントカレンダーに掲載してほしい」というご意見で、反省点とします。

【委員長】No.142のようなパブコメの扱いが形骸化しているのではないかとのご批判は当然出るものです。当委員会として誠実に審議するため、すべてのパブコメを事務局に読み上げていただき確認しました。

次回の委員会では計画案にパブコメをどう反映させるのかということを議論したいと思いますので、本日の資料1-1・1-2の着色部分を再度よく読んでおいていただくようお願いします。

3 事務連絡

【事務局】（策定委員会の今後の進め方を資料4に基づいて説明）

4 閉会

【委員長】本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以上